

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一五年七月四日法律第一 三号)

一、提案理由(平成一五年五月二 日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

米は国民の主食であり、稲作農業は我が国農業の礎となるものであります。しかし、米をめぐる情勢は、需要の減少、生産調整の限界感、強制感の高まり、担い手の高齢化など、まさに閉塞状況に立ち至っております。

このような状況を打開し、水田農業の未来を切り開くためには、消費者重視、市場重視の視点に立って、米政策を抜本的に見直し、農業者を初めとする関係者の創意と工夫を引き出し、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることが必要不可欠であります。このため、担い手が米生産の大宗を占める生産構造の確立、農業者、農業者団体による主体的な需給調整の実施、消費者が求める安全、安心な米など多様な要請にこたえ得る生産体制づくりや流通改革の推進に向けて、生産構造対策、需給調整対策、流通制度等に整合性を持って取り組んでまいり所存であります。また、改革の実行に当たっては、わかりやすさ、効率性、透明性を確保し、生産者がつくる喜びを感じられるとともに、消費者の多様な要請にもこたえられるようにしてまいり所存であります。

このような改革を実行する一環として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、現在の基本計画にかえて、米穀の需給及び価格の安定を図るため、需給の見通し、備蓄運営の方針等を内容とする基本指針を策定することとしております。

第二に、米の生産関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産を確保する観点から、生産調整の円滑な推進に必要な各種の措置を講ずることとしております。具体的には、政府が生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じてこれを行うよう努めることとしております。また、生産出荷団体等が定める生産調整方針を国が認定する制度を創設し、国及び地方公共団体が生産出荷団体等に対し必要な助言、指導を行うよう努めることとしております。

第三に、米の流通関係者の主体性を重視しつつ適正かつ円滑な流通を確保する観点から必要な各種の措置を講ずることとしております。具体的には、現在の計画流通制度を廃止するとともに、米穀の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸し付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う指定法人制度の創設等を規定することとしております。

これらの見直しに関連して、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸し付けを食糧

管理特別会計の食糧管理勘定において行うことができるよう食糧管理特別会計法の改正を行うとともに、計画流通米に課せられている農産物検査の義務検査制を廃止する等の農産物検査法の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成一五年六月五日）

小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案は、米穀の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、出荷取扱業者及び販売業者の登録制度の廃止、生産調整の円滑な推進に必要な無利子資金の貸し付け、米穀の売買取引に係る債務保証等を行う指定法人の制度等について定めようとするものであります。

……………（略）……………

内閣提出の法律案は、去る五月二十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、同二十日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十一日、二十二日、二十八日及び六月四日の四回にわたり政府に対する質疑を行ったほか、五月二十七日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

……………（略）……………

かくて、同四日両法律案について質疑を終局した後、鮫島宗明君外二名提出の法律案について内閣の意見を聴取し、次いで、両法律案について討論、採決を行ったところ、まず、鮫島宗明君外二名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。次に、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一五年六月二七日）

三浦一水君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年の米の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進する観点から、生産者の自主的な努力を支援するため、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設けるとともに、米の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸付け等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致し、その意見を聴取するとともに、米づくりの本来あるべき姿と、その実現のための条件、米政策改革大綱の周知徹底と円滑な実施の

ための予算の確保、地域の自主性を尊重した産地づくり対策、農業経営所得の確保と安定化対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会及び各派に属しない議員中村敦夫君を代表して羽田理事より、主要食糧の生産者に対する所得補償制度の創設等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、亀井農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会におきまして米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一五年六月二六日）

今般、政府は、米消費の減少、生産調整の限界感・強制感の高まり、担い手の高齢化などを背景に、米政策の抜本的な見直しを行うべく、米政策改革大綱を定め、その一環として今国会に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出された。

その内容は、消費者重視の視点に立って、農業者・農業者団体や流通業者の創意工夫を引き出し、その主体的な取組の下、需要に即応した多様な米づくりなど地域の特性を活かした農業生産と米流通の改革を推進し、閉塞状況に陥っている水田農業の再構築を図ろうとするものである。

しかしながら、その推進に当たっては、食料・農業・農村基本法に則り、温暖多雨な自然条件の下で、我が国水田農業の有する多面的機能が十全に発揮されるとともに、水田農業の担い手が意欲と希望を持って取り組み、その経営所得が安定することによって農業の再生産が確保され、米の安定供給と農産物の自給率の向上に資するものとしなければならない。

よって政府は、米政策の改革を進めるに当たっては、地方公共団体と一体となって農業者・農業者団体等の主体的な取組を強力に支援するとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 望ましい米の生産構造の確立に向けて、農業者を始め関係者の衆知を結集し、十分な話し合いと合意形成の下に地域水田農業ビジョンの作成が行われ、農業者が余裕を持って営農準備に取り組めるよう、米政策改革大綱の具体化を早急に図り、その内容を関係者に周知徹底すること。
- 二 新たな需給調整システムへの移行が円滑に進むよう、地方公共団体と協力して、迅

速かつ的確な需給情報の提供や指導体制の整備に努めること。

三 産地づくり推進交付金については、関係者の創意工夫が最大限活かされ、地域の特性に応じた売れる米づくりや麦・大豆の本作化、耕畜連携等の取組が促進されるよう、その安定的・効果的な支援に必要な財源と水準を確保すること。

四 米価下落影響緩和対策及び担い手経営安定対策については、米価下落の影響を緩和する安全網（セーフティネット）として有効に機能するものとなるよう、制度設計には十分な検討を行うとともに、実施後も不断の評価・検証に努めること。

また、条件不利地域や担い手不足地域などの小規模農業者については、農業の多面的機能の維持等に果たす役割に配慮し、小規模農業者を含めた集落営農の育成に努めるとともに、担い手経営安定対策の対象要件について地域の実情に配慮して設定するなど、効果的な支援に努めること。

五 今後、農業の担い手を育成し、その経営の安定を図る上で、農産物価格の著しい変動による経営所得への影響を緩和するための本格的な農業経営所得安定対策について、早急に検討すること。

六 豊作による過剰米の処理に当たっては、主食用米の価格の低下による稲作経営への影響を防ぐことができるよう、短期融資制度の適切な運用その他必要な措置を講ずること。

七 公正・中立で開かれた取引の場の育成、安定供給のための自主的な取組に対する支援などにより、需要に応じた多様な取引を促進するとともに、米の安定供給の確保を図ること。

八 米の需給改善に当たっては、米の消費拡大が重要であることにかんがみ、日本型食生活の普及、食育の充実、粉体利用や新形質米、機能性食品の開発・普及など、強力に推進すること。

九 消費者の食の安全・安心に対する関心に適切に応えていくため、わかりやすい表示に努めるほか、不当表示の取締りと再発防止策の強化、品種におけるDNA分析、米の安全性確認のための体制整備、生産履歴管理（トレーサビリティ）システムの構築等を推進すること。

十 東アジア米備蓄システムへの協力を一層強化するなど国際的な食糧の危機管理体制の構築に積極的に参画するとともに、政府備蓄米は、国内の需給及び価格安定に資するよう適切に運用すること。

十一 今回の米政策改革が円滑に進むよう、WTO農業交渉に当たっては、我が国提案の実現に向けて、不退転の決意で取り組むこととともに、自由貿易協定（FTA）交渉に当たっては、我が国の国益が十分反映されるよう、最大限の努力を行うこと。

右決議する。